２０２５年9月２０日

司法令７－１０

アからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し，正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからオの順に［No.16］から［No.20］）

ア．甲は，Ａから現金を喝取しようと考え，Ａに対し，「金を出さなかったら殴るぞ。」と申し向けて現金の交付を要求し，これによりＡを畏怖させ，Ａの上着ポケット内の財布を甲が抜き取ることをＡに黙認させた。この場合，Ａによる交付行為がないから，甲に恐喝未遂罪が成立するにとどまる。［No.16］

イ．甲は，Ａによる万引きを目撃したことを奇貨としてＡから現金を喝取しようと考え，Ａに対し，「万引きしたことを警察に通報されたくなかったら口止め料を払え。」と申し向けて現金の交付を要求し，これによりＡを畏怖させ，Ａから現金５万円の交付を受けた。この場合，甲が告知した害悪の内容は違法なものではないから，甲に恐喝罪は成立しない。［No.17］

ウ．甲は，Ａから現金を強取しようと考え，Ａに対し，社会通念上一般に反抗を抑圧するに足りる程度の脅迫を加えて現金を要求し，Ａから現金５万円を受け取ったが，その際，同脅迫によりＡは反抗を抑圧されるに至らなかった。この場合，現実にＡが反抗を抑圧されるに至っていないから，甲に強盗未遂罪が成立するにとどまる。［No.18］

エ．甲は，警察官を装って盗品を喝取しようと考え，盗品を運搬中のＡに対し，「警察の者だが，取調べの必要があるから，それを差し出せ。」と虚偽の事実を申し向けて同盗品の提出を求め，これに応じなければ直ちに警察署へ連行するかもしれない態度を示し，これによりＡを畏怖させ，Ａから同盗品の交付を受けた。この場合，甲の虚言もＡを畏怖させる一材料となるから，甲に恐喝罪が成立する。［No.19］

オ．甲は，Ａに対する貸金５万円を取り立てるとともに，Ａから現金を喝取しようと考え，Ａに対し，自己の要求に応じなければＡの身体に危害を加える態度を示して同貸金分を含む現金２０万円の交付を要求し，これによりＡを畏怖させ，Ａから現金２０万円の交付を受けた。この場合，甲が交付を受けた現金２０万円のうち５万円は正当な債権の行使によるものであるから，同貸金額を超える１５万円について甲に恐喝罪が成立するにとどまる。［No.20］

解答：ア２，イ２，ウ２，エ１，オ２

肢ア

黙認した。交付行為がないので，処罰できないのでは。「交付させた者」にあたらない。不都合，法益保護図れない。あたるとする必要あり。「交付させた」というのは，被害者の移転の認識があればよい。そうすると，黙認していても移転の認識がある以上，「交付させた」にあたる。既遂成立。

肢イ

確かに，警察に通報することは，違法ではない。しかし，法益保護が図れない。

反抗抑圧しない程度の脅迫はされている。意思決定は害されている。

それによって財物を交付している。甲に恐喝罪は成立

肢ウ

社会通念上一般に反抗を抑圧するに足りる程度の脅迫を加えて現金を要求し，Ａから現金５万円を受け取っている。もっとも，同脅迫によりＡは反抗を抑圧されるに至っていな

い。したがって，実際は，実行行為はあるが，構成要件的結果までの責任を帰責できず，とどまるのでは。

不当，危険な行為までして，移転もあるのに，未遂では法益保護が不十分。

一連の流れで，実行行為があって，財物の移転がある。強盗既遂となる。

肢エ

虚言であっても，社会通念上一般に反抗を抑圧するに足りない程度の脅迫にあたりうる。

社会通念で判断すべき。交付者のものでない盗品も財物として保護にあたいする。

恐喝

肢オ

適法行為でも恐喝に値する。

無理やり，脅して，回収する権利はない。

全体として恐喝成立

司法令７－１１

放火及び失火の罪に関するアからオまでの各記述を検討した場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.21］）

ア．甲は，自己所有の家屋に一人で居住していたが，同家屋に掛けた火災保険の保険金をだまし取ろうと考え，同家屋に放火して全焼させ，公共の危険を生じさせた。この場合，甲に他人所有非現住建造物等放火罪が成立する。

イ．甲は，自己所有の無人倉庫に放火しようと考え，同倉庫に置かれた新聞紙に火をつけたが，同新聞紙が燃えたにとどまり，同倉庫は焼損しなかった。この場合，甲に自己所有非現住建造物等放火罪の未遂罪が成立する。

ウ．甲は，Ａ所有の自動車に放火しようと考え，同放火に使用するガソリンとライターを持って同車に近づいたが，甲に不審を抱いた警察官から職務質問を受けたため，同車に放火するに至らなかった。この場合，甲に放火予備罪が成立する。

エ．甲は，自己所有の無人倉庫を失火により焼損し，それによって公共の危険を生じさせた。この場合，甲に失火罪が成立する。

オ．甲は，Ａが居住するＡ所有の家屋に放火しようと考え，同家屋近くの消火栓から放水できないように同消火栓を損壊したが，放火するに至らなかった。この場合，甲に消火妨害罪が成立する。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

（参照条文）刑法

第１１２条　第１０８条及び第１０９条第１項の罪の未遂は，罰する。

第１１３条　第１０８条又は第１０９条第１項の罪を犯す目的で，その予備をした者は，２年以下の拘禁刑に処する。ただし，情状により，その刑を免除することができる。

第１１４条　火災の際に，消火用の物を隠匿し，若しくは損壊し，又はその他の方法により，消火を妨害した者は，１年以上１０年以下の拘禁刑に処する。

第１１５条　第１０９条第１項及び第１１０条第１項に規定する物が自己の所有に係るものであっても，差押えを受け，物権を負担し，賃貸し，配偶者居住権が設定され，又は保険に付したものである場合において，これを焼損したときは，他人の物を焼損した者の例による。

第１１６条　失火により，第１０８条に規定する物又は他人の所有に係る第１０９条に規定する物を焼損した者は，５０万円以下の罰金に処する。

２　失火により，第１０９条に規定する物であって自己の所有に係るもの又は第１１０条に規定する物を焼損し，よって公共の危険を生じさせた者も，前項と同様とする。

解答：２

肢ア　○

自己所有，一人で犯人が居住。現住建造物ではない。犯人の場合，住居権，放棄できる。

非現住建造物。自己物か，他人物か。保険金をだましとることが目的。

他人の財産を侵害しようとしている。１１５条の特例。他人物として取り扱う。

他人所有非現住建造物等放火罪

肢イ　×

自己所有非現住建造物放火罪には，未遂はない。（１１２条）

一般的に，刑が重い犯罪の場合に既遂と未遂を分けるイメージ。

肢ウ　×

放火予備罪は，建造物以外放火罪には，成立しない。（１１３条）

現住建造物，他人物非現住建造物など重い犯罪のみ予備罪が成立する。

肢エ　○

自己物，失火の場合でも公共の危険が発生すれば失火罪成立。（１１６条２項）

法益，公共の安全が，危険の発生により，害されている。

肢オ　×

消火栓を損壊したが，放火していない。（１１４条）

火災が発生していない。したがって，「火災の際」あたらない。

実際，火災が発生していない以上，消火の問題にならない。

司法令７－１２

学生Ａ，Ｂ及びＣは，【事例】について，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑩までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑩までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.22］）

【事 例】

居酒屋の店長甲は，客Ｘを殺害しようと考え，同店従業員Ｙに対し，ウイスキーを入れたグラスに致死量の毒薬を混入したことを秘して，同グラスをＸの席に運ぶよう指示し，その指示に従ってＹが同グラスを手に取ろうとしたが，誤って同グラスを床に落としたため，Ｘを殺害するに至らなかった。

【会 話】

学生Ａ．間接正犯の実行の着手時期について，私は，（①）と考えるので，（②）で実行の着手が認められることになります。したがって，甲に（③）罪が成立します。

学生Ｂ．Ａさんの見解に対しては，（④）という批判が可能ですね。私は，（⑤）と考えるので，（⑥）で実行の着手が認められることになります。したがって，甲に（③）罪は成立せず，（⑦）罪が成立するにとどまります。私の考えは，離隔犯において，（⑧）時に実行の着手を認める考え方と親和的です。

学生Ａ．Ｂさんの見解に対しては，（⑨）という批判が可能ですね。

学生Ｃ．私は，（⑩）で実行の着手が認められると考えます。したがって，甲に（③）罪が成立するか否かは，結果発生の現実的危険性が発生したといえるかどうかの判断によることになります。

【語句群】

ａ．被利用者の行為時に結果発生の切迫した危険が認められる
ｂ．実行行為者は利用者であり，被利用者の行為は因果経過にすぎない
ｃ．ＹがＸの法益を侵害する行為を開始した時点
ｄ．甲がＹに働き掛けた時点
ｅ．実質的見地から個別的にみて結果発生の現実的危険性が発生した時点
ｆ．殺人予備　ｇ．殺人未遂　ｈ．発送　ｉ．到達
ｊ．利用者にとって偶然の事情で実行の着手時期を決することになる
ｋ．結果発生の危険性が切迫していない時点で実行の着手を認めることになる

１．①ａ　③ｆ　⑥ｄ　⑧ｈ
２．①ｂ　④ｋ　⑥ｃ　⑨ｊ
３．②ｃ　④ｊ　⑦ｇ　⑨ｋ
４．②ｄ　⑤ｂ　⑦ｆ　⑩ｅ
５．③ｇ　⑤ａ　⑧ｉ　⑩ｃ

解答： ２

Ａの第１発言，肢が入らない
Ｂの第１発言

③⑦，③は成立せず，⑦にとどまる。文脈から７は，刑が軽いと推定できる。
③ｇ殺人未遂，⑦ｆ殺人予備
これがわかると，⑧i 到達時となる。
実行の着手を遅く認めないと，予備罪が成立しないから。

この時点で，１，３が切れる。

ここまでわかると，Ｂは被利用者基準説（判例）とわかる。⑤にはａが入る。肢４が切れる。

なお，③⑦の判断に自信がないときは，読み飛ばす。

Ｃの第１発言

③g が入る。結果発生の現実的危険が発生したといえるかどうかの判断。

未遂の認定の問題になるからである。

具体的に検討するので，個別化説。

⑩　ｅ．実質的見地から個別的にみて結果発生の現実的危険性が発生した時点が入る。５が切れる。

残った２が正解。

学生Ａは，利用者基準説となる。

それを前提に肢を埋めると，①ｂ，②ｄが入る。

④ｋが入る。着手が早すぎるという批判があてはまるからである。

学生Ｂは，被利用者基準

⑥ｃ，⑨ｊが入る。

被利用者を基準とすると，ｊの指摘の通り，利用者にとって偶然の事情で着手時期がきまることになる。

司法令７－１３

学生Ａ及びＢは，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑧までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑧までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.23］）

【会 話】

学生Ａ．未遂犯の刑について，刑法は，どのように定めていますか。

学生Ｂ．刑法第４３条は「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は，その刑を（①）。ただし，自己の意思により犯罪を中止したときは，その刑を減軽し，又は（②）。」と定めています。

学生Ａ．未遂を罰する場合，明文で定める必要があるかについて，刑法は，どのように定めていますか。

学生Ｂ．刑法第４４条は「未遂を罰する場合は，各本条で定める。」と定めています。例えば，背任罪の未遂は（③）が，横領罪の未遂は（④）。

学生Ａ．侵入窃盗について，窃盗の実行の着手をどのように判断しますか。

学生Ｂ．（⑤）の場合，侵入しただけでは実行の着手は認められず，財物の物色行為に至れば実行の着手が認められると考えます。

学生Ａ．（⑤）の場合，財物の物色のためにたんすに近寄ったとしても，物色行為に至らなければ実行の着手は認められないのですか。

学生Ｂ．判例によれば，財物の物色行為に至らなければ（⑥）。

学生Ａ．（⑦）の場合，（⑧）に取り掛かった時点で，実行の着手が認められるとした裁判例がありますが，これについてはどう考えますか。

学生Ｂ．賛成です。通常，（⑦）の内部は財物を保管するためにだけ用いられており，（⑧）に取り掛かった時点で内部の財物が窃取される現実的危険性が生じていると考えます。

【語句群】

ａ．減軽する　ｂ．減軽することができる

ｃ．免除する　ｄ．免除することができる

ｅ．処罰されます　ｆ．処罰されません

ｇ．通常の住居　ｈ．土蔵

ｉ．実行の着手が認められないということではありません

ｊ．実行の着手は認められません　ｋ．犯行計画の策定　ｌ．侵入行為

１．①ａ　③ｆ　⑥ｊ　⑧ｋ

２．①ｂ　④ｅ　⑤ｈ　⑦ｇ

３．②ｃ　⑤ｇ　⑦ｈ　⑧ｋ

４．②ｄ　④ｆ　⑥ｉ　⑦ｈ

５．③ｅ　⑤ｇ　⑥ｉ　⑧ｌ

解答： ５

①ｂ減軽することできる。

任意的減軽事由

②ｃ免除する

必要的減免，中止犯。

肢１，４が切れる。

④ｆ処罰されません

横領に未遂はない。背任には未遂がある。

肢２が切れる。

⑤ｇ通常の住居，⑦ｈ土蔵が入る

⑧l 侵入行為が入る。
ｋの計画だと，着手時期が客観的には早すぎる。

肢３が切れて，肢５が正解。

その他，⑥ｉ実行の着手が認められないということではありません
客観，主観，計画などを総合考慮して，危険を判断するから。
一義的に決められない。